

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 東京特殊電線株式会社
代表者名 取締役社長 立川 直臣
(コード番号 5807 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部長 北澤登与吉
TEL (0268) 34-5211

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において単元株式数の変更について決議し、また平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 96 期定時株主総会において株式併合の実施及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、東京証券取引所に上場する企業として同行動計画の趣旨を尊重し、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日として当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更条件

平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 96 期定時株主総会において、本単元株式数の変更等の定款一部変更議案並びに株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更することに併せて、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適正な水準に調整することを目的として平成 26 年 9 月 30 日を基準日とし、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日として株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合割合

10 株を 1 株に併合いたします。

③減少株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 26 年 3 月 31 日現在）	68,087,883 株
株式併合により減少する株式数	61,279,095 株
株式併合後の発行済株式総数	6,808,788 株

④株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産額は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば当社株式の資産価値に変動はありません。

また、株式併合と同時に単元株式数の変更を実施いたしますので、株式併合の前後で株式を売買する機会や株主の皆様への議決権等に変動を生じることはありません。

(3) 株式併合により減少する株主数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,326 名（100.0%）	68,087,883 株（100.0%）
10 株未満所有株主	68 名（1.6%）	147 株（0.0%）
10 株以上所有株主	4,258 名（98.4%）	68,087,736 株（100.0%）

上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 68 名（所有株式数合計 147 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことが可能であり、証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分とし、その処分代金を端数の生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 単元株式数の変更及び株式併合の日程（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 26 年 5 月 9 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 26 年 6 月 26 日 |
| (3) 1,000 株単位での売買最終日 | 平成 26 年 9 月 25 日 |
| (4) 100 株単位での売買開始日 | 平成 26 年 9 月 26 日 |
| (5) 株式併合の基準日 | 平成 26 年 9 月 30 日 |
| (6) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 26 年 10 月 1 日 |
| (7) 株式併合の効力発生日 | 平成 26 年 10 月 1 日 |

4. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に伴う規定の変更を行うものであります。

なお、本規定の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設ける

ものであり、また、本附則は、株式併合の効力発生日経過後に削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は <u>1,000</u> 株とし、A種優先株式の単 元株式数は1株とする。 〈新設〉	第2章 株式 (単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は <u>100</u> 株とし、A種優先株式の単元 株式数は1株とする。 附則 (効力発生日) <u>本定款第7条の変更の効力発生日は、 平成26年6月26日開催の第96期定時株主 総会の議案に係る株式併合の効力が発生 した日とする。</u> <u>なお、本附則は当該株式併合の効力発 生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 日程

取締役会決議日	平成26年5月9日
定時株主総会決議日	平成26年6月26日
定款変更の効力発生日	平成26年10月1日

以上